R7.4.1~ ご利用分

公園での撮影について

◆撮影時のルール

- 一般入園者の利用を優先する。
- 植栽地(苔含む)や危険な場所には踏み込まない(三脚等を含む)
- 撮影時間は、営業時間内とする
- 公園の備品 (ベンチや案内看板等) を移動させない
- 公園内で更衣が必要な場合は、研修室(有料)を利用する(「施設利用承認申請書」別途必要)

◆撮影に関する禁止項目

- 公序良俗に反する内容(暴力的・露出が多い服装など)
- ドローンなど動力機付き飛行物の使用
- イベント開催日の撮影 (イベントに影響しないと判断される場合は可)

◆許可申請が必要な撮影

- 1. 以下の撮影は、日程や内容の確認が必要です。お早めにご相談ください。
 - ① 営利行為(写真業等)にかかわる撮影
 - ② 同一場所での長時間の撮影(特定場所の占有)
 - ③ 結婚式の前撮り等
 - ④ 造形物等の大きな被写体の持込やモデルを伴っての撮影
 - (5) 照明機器(反射板を含む)の持込み
 - ⑥ 匂いや音など、周辺に影響を及ぼすものの使用
 - ⑦ その他、他の利用者に過大な影響を与える行為
 - ⑧ コスプレ等、特別な衣装での撮影
 - (注) ①②の撮影につきましては、2 週間前までに、別途山城南土木事務所施設保全課 (TEL:0774-72-9686) への申請手続きが必要です。
- 2. 上記①~⑧に該当する場合、以下の申請書類の提出を10日前までにお願いします。
 - ①~⑧:撮影許可申請書
 - ② ③:撮影場所・内容の詳細がわかる資料
 - ④~⑦:使用するもの、大きさ及び方法がわかる資料
 - ⑧:着用する衣装(装飾物・摸造武器等含む)の写真データ(イラスト不可) 施設利用承認申請書(更衣室として、有料研修室を確保いただくことが条件)
 - ※ 行楽期 (3/24~4/8・GW 期間・11/3~紅葉ライトアップ終了日) における コスプレ等での撮影は、ご遠慮ください。

◆取材

公園管理事務所の広報担当までご連絡ください。

◆上記に該当しない場合でも、特殊な撮影に関しては、公園管理事務所までご照会ください。

提出〒619-0238 京都府相楽郡精華町精華台六丁目 1 番地及びけいはんな記念公園管理事務所問合先TEL 0774-93-1200/FAX 0774-93-2688/MAIL info@keihanna-park.jp

撮影許可申請書

申請日 令和 年 月 日

けいはんな記念公園 管理事務所長 殿

> 申請者 住 所 団体・企業名 氏名

撮影日	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分
雨天時	□ 決行 □中止 □振替 令和 年 月 日()
連絡担当者名	
連絡先	TEL FAX MAIL
撮影目的	□ 個人撮影 □ ロケ地利用 □ 商用撮影(詳細を伺った上で審査いたします。)
撮影内容	
撮影場所	□ 水景園 □ 芽ぶきの森 □ 芝生広場 □ 谷あい
撮影人数	合計 人 (撮影スタッフ 人 ・ モデル 人・その他 人)
持込機材・道具等	カメラ <u></u> 台 ・ ビデオカメラ <u></u> 台 ・ 三脚 <u></u> 台 ・ モニター <u></u> 台 反射板(cm× cm) <u></u> 枚 ・ その他
研修室利用	□ 有 別途、「施設利用承認申請書」をご提出ください。 □ 無 ※使用料金 1,500円(9時~12時・13時~17時)2,800円(9時~17時)
駐車場利用	□ 有(普通車 台 500円/台)(大型車 台 1,700円/台)□ 無 ※研修室をご利用の方は、身障者用駐車場(有料)をご利用いただけます(台数制限有) (□ 身障者用駐車場 希望 普通車 台 500円/台)
通信欄	

けいはんな記念公園

注意事項

- ※一般入園者の利用を妨げないようご注意ください。
- ※水景園 (芽ぶきの森・観月楼を含む)・ビジターセンターは、禁酒禁煙です。
- ※警報発令時や安全管理の都合上、急遽、お断りさせていただく場合があります。
- ※公園管理者が、公共施設での撮影として不適切だと判断した場合は、即刻撮影を中止していただきます。